

福利えいめ

第170号

令和7年3月発行

令和6年度にぎたつ会館教育活動支援企画 特別支援学校 作品展示・販売

にぎたつ会館では、職域貢献活動の一環として、県内学校の教育活動を組合員や会館利用者に広く紹介するための場を提供しています。
令和6年度は県内特別支援学校作品の展示・販売を実施いたしました。
関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

松山聾学校



新居浜特別支援学校



今治特別支援学校



宇和特別支援学校



松山盲学校



みなら特別支援学校



しげのぶ特別支援学校

新たなコラボ企画を検討中です。
ご参加いただける学校・アイデアを募集しています。

・ C O N T E N T S ・

総務・健康グループからのお知らせ

- 令和7年度 保健福祉事業のご案内1
- 令和7年度の掛金率について3
- 令和7年度からの会食・宿泊利用補助について3

医療・年金グループからのお知らせ

- 組合員・被扶養者が交通事故等の
第三者加害にあったときの注意点4
- 地共済年金情報Webサイトの終了および
マイナポータルと連携したサービスの開始について4

- 令和7年4月1日以降に育児休業手当金の
支給期間延長請求をご検討中の方へ4
- 共済組合における
厚生年金保険給付5

公立学校共済組合四国中央病院のお知らせ

- メンタルヘルス相談・
職場復帰支援プログラムのご案内6

にぎたつ会館からのお知らせ

- にぎたつ会館からのご案内7

ご家族の方もお読みください。



公立学校共済組合愛媛支部

TEL (089) 941-5393 FAX (089) 943-8090

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地の2
支部HP <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



令和7年度 保健福祉事業のご案内

各事業の詳細及び募集等についてのご案内は、後日、所属所へ通知文書を送付いたします。
また、通知に合わせて当支部ホームページにおいても掲載しますので、随時ご確認ください。
愛媛支部ホームページ：https://www.kouritu.or.jp/ehime/



健康管理関係(健診事業・健康づくり事業)

事業名	実施時期	事業内容
(特)人間ドック ・県・共済・互助会との共同実施	7月～ 3月上旬	<対象者・人員>40歳以上の組合員 ※任意継続組合員は対象外 2,490人程度 <自己負担額>○節目年齢者(40・45・50・55・59歳) 2日ドック 8,000円、1日ドック 5,000円 ○一般受診者 8,000円 ※1日ドックのみ <実施機関>県下の契約病院
人間ドック ・共済・互助会との共同実施	7月～12月	<対象者・人員>40歳未満の組合員 ※任意継続組合員は対象外 380人程度 <自己負担額>※40歳未満の人間ドックは1日ドックのみ ○節目年齢者(35歳) 5,000円 ○一般受診者 8,000円 <実施機関>県下の契約病院
脳ドック	7月～ 3月上旬	脳疾患の早期発見のため、頭部MRI等の検診事業を実施する。 <対象者・人員>50歳以上の組合員 ※任意継続組合員は対象外 400人程度 <自己負担額>検診料の20%程度 <実施機関>県下の契約病院
配偶者ドック	7月～2月	<対象者>40歳以上の配偶者 (被扶養者として認定されている者) <自己負担額>8,000円 <実施機関>県下の契約病院
特定健康診査 特定保健指導	年間	メタボリックシンドロームに着目した健診を組合員は職場での健診、(特)人間ドックまたは脳ドック、被扶養者は特定健康診査受診券(セット券)または配偶者ドックにより実施する。健診の結果、生活習慣病の発症リスクの高い者に特定保健指導を実施する。
健康づくり セミナー	年間	組合員とその家族及び関係所属所職員等を対象に、健康の増進を図ることを目的に、各分野の専門家による講座を行う。
健康・メンタル 出前講座	年間	組合員の健康づくりのために研修会等を開催する場合に、講師を無料で派遣する。
メンタルヘルス セミナー ・互助会との共同実施	年間	組合員とその家族及び関係所属所職員等を対象に、ストレスに早めに気づき、対策を講じるためのセミナーを開催する。
教職員こころの 健康相談		組合員を対象に「こころの健康相談」を契約病院で実施する。
インフルエンザ 予防接種補助 ・互助会との共同実施		インフルエンザの予防接種をした際、補助する。 <対象者>組合員 ※被扶養者、任意継続組合員は対象外 <補助額>上限2,000円

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

※(特)人間ドック、人間ドックについては、教職員互助会未加入の方は自己負担額が異なります。

保養関係

事業名	実施時期	事業内容
にぎたつ会館 利用補助 (宿泊・会食補助)	年間	道後宿泊所「にぎたつ会館」において、宿泊又は会食を利用した場合に補助を行う。 ＜対象者＞ ○宿泊・会食利用補助 組合員及び3親等以内の家族 ※任意継続組合員は対象外 ＜補助回数＞ 組合員一人につき、年度内に宿泊12泊、会食12回を限度とする。 ※宿泊12泊については、「宿泊保養施設利用補助」と通算する。 ※家族に対する補助回数は、当該組合員に係る補助回数に通算する。 ※継続する宿泊の場合は、5泊を限度とする。 ＜補助額＞ ○宿泊補助 1人1泊につき3,000円 ○会食補助 (通常・弁当・仕出し等) 利用総額の半額以下かつ利用者1人1回あたり、2,000円を上限とする。 ただし、宴会に利用の際は、6,000円(税、奉仕料込み)以上の会食を利用する場合のみ適用する。 注意：いずれの補助も公務外での利用に限ります。
宿泊保養施設 利用補助	年間	全国の公立学校共済の施設や契約施設に宿泊した場合に補助を行う。 ＜対象者＞ ○宿泊利用補助 組合員及び3親等以内の家族 ※任意継続組合員は対象外 ＜補助回数＞ 年度内に12泊を限度とする。 ※宿泊12泊については、「にぎたつ会館宿泊補助」と通算する。 ※家族に対する補助回数は、当該組合員に係る補助回数に通算する。 ※継続する宿泊の場合は、5泊を限度とする。 ＜補助額＞ 1人1泊につき2,000円 ※公務外での利用に限る。

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

研修関係、文化・レクリエーション・その他関係

事業名	実施時期	事業内容
退職準備 セミナー ・県・共済・互助会との 共同実施	未定	令和7年度退職予定者を対象に、退職共済年金等の手続きに関する動画をオンライン上で配信する。
資格取得補助	年間	関係団体が組合員のために、TOEIC・英検2級以上・マイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)の団体受験を実施した際に受験費用の補助を行う。 ＜対象者・人員＞組合員 ※任意継続組合員は対象外 50人程度 ＜補助額＞組合員1人あたり2,000円
文化・芸術・ スポーツ 鑑賞等補助	年間	心身のリフレッシュや教養の向上を目的として、チケット代金の一部を補助する。 ＜対象者・人員＞組合員及びその被扶養者 ※任意継続組合員は対象外 2,000人程度 ＜補助額＞約1,000円
介護講座		介護技術等を学ぶ講座を開催する。 ＜対象者＞組合員
ライフプラン セミナー		生涯生活設計に必要な知識を学ぶためのセミナーを開催する。 ＜対象者＞組合員 ※任意継続組合員は対象外
にぎたつ会館 慶弔補助	年間	道後宿泊所「にぎたつ会館」において、組合員又はその被扶養者が主催する法事、子どものお祝い等慶弔行事を利用した場合に補助を行う。 ＜補助額＞利用料金の3分の1 ※上限1回当たり20,000円までとする。 ※回数の上限は設けない。

※上記の「組合員」とは、一般、船員、短期組合員のことです。

令和7年度の掛金率について

令和7年度の掛金率は次のとおりになる予定です。

○令和7年4月から

(単位：千分率)

区 分			一般組員	短期組員	船員組員	任継組員
短 期	標準報酬月額	標準期末手当等	※48.01	※48.01	※46.49	93.20
介 護	標準報酬月額	標準期末手当等	8.04	8.04	8.04	16.08
厚生年金保険	標準報酬月額	標準期末手当等	91.50		91.50	
退職等年金	標準報酬月額	標準期末手当等	7.50		7.50	

※短期掛金率は福祉事業掛金率1.41を含みます。

※75歳以上の組員は短期掛金5.19のみが対象です。

令和7年度からの会食・宿泊利用補助について

①利用補助の対象を拡大します。

変更前 令和7年3月31日まで	会 食 利用補助	・組員 ・被扶養者 ・配偶者 ・同居の父母
	宿 泊 利用補助	・組員 ・被扶養者



変更後 令和7年4月1日から	会 食 利用補助	・組員 ・3親等以内の親族	
	宿 泊 利用補助		

②健康保険証（組員証及び被扶養者証）の廃止に伴い、宿泊・会食利用補助等の組員資格の確認方法については、下記のとおり変更します。

確認方法：①現行の組員証または被扶養者証
(令和7年12月1日まで)

- ②資格確認書
- ③資格情報のお知らせ
- ④マイナポータルの情報画面

いずれか一つを
各施設のフロントに提示



③利用補助券の取扱いについて

原則、所属所から配布される令和7年度の宿泊・会食利用補助券に必要事項を記入のうえ、利用日当日までに施設のフロントに提出してください。

ただし、会食利用補助のグループ利用（弁当及び宴会等）については、代表者のとりまとめにより当支部指定の「利用者名簿」(*)を提出していただくことで、「会食補助利用券」の回収を不要にします。

利用回数は、共済組合でカウントしていますので、利用分の補助券は、各自処分してください。上限（12回／年）を超える利用及び他人への譲渡・氏名貸し等の不正利用が判明した場合は、補助相当額を返還していただくことになりますので、別途、代表の方には、連絡をさせていただきます。

※利用者名簿の様式は支部HPからダウンロードできます。

組合員・被扶養者が交通事故等の第三者加害にあったときの注意点

●医療機関を受診する場合は、必ず共済組合に連絡及び書類の提出が必要です！

交通事故など第三者から被害を受けた組合員または被扶養者の治療費は、本来、加害者が支払うべきであり、組合員や共済組合が負担するものではありません。

しかし、治療費を直ちに相手方に負担させることが困難な場合等の事情によっては、組合員証または被扶養者証を使用して治療を受けること（以下「保険診療」という）ができます。

ただし、この「保険診療」は、加害者に代わって共済組合が治療費を立て替えることになるため、後日、共済組合が加害者へ請求することになります。

事故の状況及び加害者の確認のため、速やかに事故報告書等の書類の提出をお願いします。

なお、手続きの詳細については、公立学校共済組合愛媛支部のホームページをご確認ください。

〈愛媛支部トップページ → 手続きナビ→治療をうける際の手続き → 交通事故にあったときの手続き〉

●どんな小さな事故でも、必ず警察に届け出をしましょう！

●加害者の情報について確認してください！

●示談をするときは慎重に対応しましょう！

治療が終了しない間（医師が完全に治癒したまたは症状固定と判断するまで）は、示談を急がないでください。原則として、示談締結後については「保険診療」は認められませんので、慎重に対応するよう心掛けてください。

地共済年金情報Webサイトの終了およびマイナポータルと連携したサービスの開始について

公務員共済期間の年金加入履歴や加入期間、年金見込額、給付算定基礎額残高（年金払い退職給付の基礎となる残高）などについて閲覧することができる地共済年金Webサイトですが、令和7年3月31日をもって終了することとなりました。

令和7年4月1日からは、マイナポータルと連携したサービスが始まります。

すでに地共済年金情報Webサイトを利用されている方であっても、令和7年4月1日以降に新しいサービスを利用する場合は、改めて利用申込み手続きを行う必要があります。

利用申込み手続きにつきましては、公立学校共済組合ホームページ等でお知らせいたします。

公立学校共済組合本部「年金加入記録や年金見込み額を知りたいとき（マイナ手続ポータルによる年金記録の電子交付サービス）【令和7年4月1日から】」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/741/index.html>



公立学校共済組合本部「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報Webサイト）【令和7年3月31日19時に終了】」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/website/index.html>



令和7年4月1日以降に育児休業手当金の支給期間延長請求をご検討中の方へ

令和7年4月1日以降、「育児休業手当金」の支給期間延長請求に関して「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望していること」を確認することが明確化され、「申し込んだ保育所が合理的な理由なく遠方の施設のみとなっていないこと」や「保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと」などの要件が追加されました。

これにより、令和7年4月1日以降の請求については、従来の支給期間延長請求確認書類に加え、「保育所への入所申込書の写し」等が必要となりますので、保育利用の申込みの際は、「保育所への入所申込書の写し」の保管をお願いします。

共済組合における厚生年金保険給付

厚生年金保険給付は「老齢」「障害」「遺族」の3種類の年金を支給しています。

老 齢 厚 生 年 金

退職した後の所得保障のために支給される年金です。

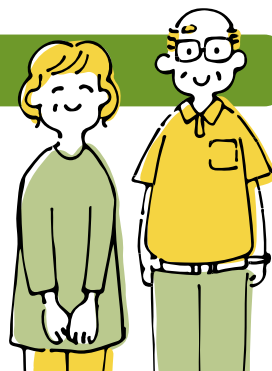
【支給を受けるための要件】

- ①生年月日に応じた支給開始年齢に到達していること。
- ②厚生年金被保険者（当共済組合の組合員も該当します）の期間を有していること。
- ③一定の公的年金制度の加入期間を有していること。

支給開始年齢（厚生年金被保険者期間が1年以上の場合）

生年月日	年齢
昭和29年10月 2 日から昭和30年 4 月 1 日まで	61歳
昭和30年 4 月 2 日から昭和32年 4 月 1 日まで	62歳
昭和32年 4 月 2 日から昭和34年 4 月 1 日まで	63歳
昭和34年 4 月 2 日から昭和36年 4 月 1 日まで	64歳
昭和36年 4 月 2 日以降	65歳

※厚生年金被保険者期間が1年未満のときは、支給開始年齢は65歳です。



障 害 厚 生 年 金

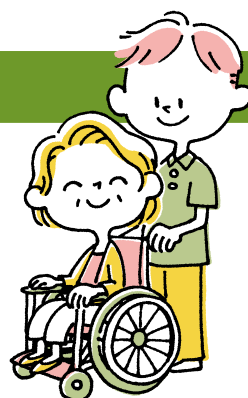
病気などにより一定以上の障害状態となったときに支給される年金です。

【支給を受けるための要件】

- ①初診日に、厚生年金被保険者であること。
- ②障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日）または65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの状態にあること。
- ③初診日前日の時点で、保険料の納付要件を満たしていること。

※障害等級は、重度なものから1級、2級、3級と定められています。（身体障害者手帳の認定基準とは異なります）

※保険料の納付要件として、20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの期間において、保険料納付済期間等が3分の2以上あることが原則として必要です。



遺 族 厚 生 年 金

組合員が亡くなられたときに、残された家族の生活を保障するために支給される年金です。

【支給を受けるための要件】

- ①組合員または組合員であった方が亡くなられたとき、「遺族」に該当する方がいること。
- ②亡くなられた方が一定の要件（在職中である、老齢厚生年金の受給権を有する等）を満たしていること。

※在職中の死亡の場合には、障害厚生年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要です。

遺族とは…組合員または組合員であった方に生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方が対象です。

優先順位1から4までのうち最も順位の高い方が受給できます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫（55歳以上）・妻・子	父母（55歳以上）	孫	祖父母（55歳以上）

※年額850万円以上の収入（年額655万5千円以上の所得）を有する場合には、原則として遺族に該当しません。

※夫、父母、祖父母の方への年金支給は、原則として60歳までの間は支給停止となります。

※子、孫は次の方に限られます。（ア）18歳に達した日の属する年度末までの間にある方で、まだ配偶者のいない方
（イ）20歳未満の方で障害等級1級または2級の状態にあり、まだ配偶者のいない方

公立学校共済組合員四国中央病院では、公立学校共済組合員へのメンタルヘルス事業を行っています。

メンタルヘルス相談

自分の中でもややもやしていることを話すことで、気持ちを整理することを目的としています。言葉にしていくなかでストレスが下がることは科学的に証明されています。内容は単なる愚痴でもかまいません。

メンタルヘルス問題でお休み中の方対象に、職場復帰についての相談メニューもご用意しています。詳細は当院ホームページの職場復帰支援プログラムのページをご覧ください。

対 象	公立学校共済組合組合員及びその被扶養者
相 談 方 法	対面相談（四国中央病院内相談室）、オンライン（Zoom）
費 用	無料 ※対面相談の場合は規定による交通費助成あり
相 談 時 間	1回20分から50分程度 ※年間3回まで利用可能

職場復帰支援プログラム

教職員が対象です。

メンタルヘルス問題でお休みされた方の中には、せっかく職場に戻っても同じような出来事を再体験してしまうことが時にあります。

当プログラムは、ご本人のストレスマネジメント力を高めることを目的としています。自信を取り戻して前向きに復職し、心身の健康を維持していく、ご本人に合った方法を見つけていけるよう支援いたします。

プログラムはある程度負荷がかかります。生活リズムが整い、何らかの活動を始めたい方、現場復帰やそのための復帰訓練に向けて、具体的な時期を考え始める方が対象となります。

対 象	教員及び学校関係者で現在休職中の方
実 施 場 所	四国中央病院内メンタルヘルスセンター
費 用	220円から1,500円程度 ※規定による交通費助成あり

各事業の詳細については、ホームページをご覧ください。

メンタルヘルス相談

<https://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/mental.html>



職場復帰支援プログラム

<https://www.shikoku-ctr-hsp.jp/union/hukki.html>



お問い合わせ・連絡先

〒799-0193 愛媛県四国中央市川之江町2233
TEL.0896-58-3515 メンタルヘルス係 平日9:00~17:00
(土日祝日は受付できませんのでご注意ください)



組合員の皆様にはご支援、ご協力を賜り、職員一同心より感謝申し上げます。



※写真はイメージです。

会席料理6,000円
+飲み放題2,000円

↓
会食利用補助
(2,000円)ご利用で

ご負担額
6,000円

歓迎会

生ビールサーバー・ワインサーバーあります!!
飲み放題プラス各**200円** 両方ならプラス**300円**

「とくとくプラン」一泊朝食付き 6,000円 宿泊補助(3,000円)
ご利用で⇒**3,000円**

中予にお勤めの方は2日前より、東予・南予にお勤めの方は1ヶ月前より御予約承ります。但し、土曜・祝前日は、プラス1,000円
でお勤め先に関係なく、2日前からの御予約受付となります。 ※当日宿泊利用補助券・組合員証をご持参ください。

美味しい鯛を食べたいなら春がオススメ!

愛媛の春を味わう!

鯛しゃぶ会席プラン

令和7年3月1日(土)～5月31日(土)



※写真はイメージです。鍋が鯛しゃぶになります。

組合員 **15,200円**

一泊二食付 消費税・サービス料・入湯税込
(土・祝前日、一部繁忙期は料金割増有)

宿泊・会食利用補助券
ご利用いただけます。

令和7年度から
利用補助が!!

対象の範囲が広がります!!

令和6年度 令和7年度
組合員と被扶養者→組合員と3親等以内の親族

会食利用補助ご利用は、名簿でOK!!

令和6年度 令和7年度
全員分の利用補助券提出→名簿の提出

※回数管理は当館で行います。

宿泊・会食ともに、
年間12回まで(変更なし)



やすらぎの宿
イメージキャラクター「旅ニャン」

令和6年10月1日 ホームページが新しくなりました!
にぎたつ会館HP <https://nigitatsu.jp>



公立学校共済組合道後宿泊所

にぎたつ会館

〒790-0858 松山市道後姫塚118-2

TEL:089-941-3939

FAX:089-932-8370 E-mail:nigitatsu@islands.ne.jp

皆様のご来館を職員一同、心よりお待ちしております。